

令和4年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R4. 3. 25	R4. 4. 1	公用車の一覧(台帳) (ナンバー、所属、購入金額) 最新のもの	1	1														・車両番号に係る記載 開示することにより車両が特定され、警備上支障を 及ぼすと認められるため。	中央卸売市場管 理部総務課
2	R4. 4. 7	R4. 4. 21	東京都中央卸売市場において 2020年4月から2022年1月まで の間に取引されたクロマグロ (出荷者の住所が北海道函館 市または茅部郡森町であり、 かつ、品名がマグロもしくは ホンマグロの部分)の卸売の 記録	46	1						1	1							ア 担当者名。卸売業者のせり人の氏名であって、 特定の個人を特定できるため（東京都情報公開条例 第7条第2号）。 イ 売渡先コード、売渡先名称、売渡先名称（カ ナ）。売渡先は当市場の仲卸業者や売買参加者で あって、仕入れ情報等が公になることによって当該 事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれる ため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 ウ 単価、販売金額。単価及び販売金額は当市場の 卸売業者が商品の卸売をした際の単価及び販売金額 であり、商品の販売金額が公になることによって当 該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれ ると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3 号）。	中央卸売市場豊 洲市場水産農産 品課
3	R4. 2. 18	R4. 4. 21	(1) 質問（令和3年12月27日 付、令和4年1月7日付及び 令和4年1月20日付）に対する 回答文書 (2) 卸売業者から受領した 水産物取引に関する資料（送 り状）	4	1						1								ア 公文書に含まれる記載のうち、以下に係る記載 質問文と回答文。当該質問及び回答は質問者から の質問の意図を推測せしめ、当該事業者の競争上及 び事業運営上の地位が損なわれると認められるため （東京都情報公開条例第7条第3号）。 イ 公文書に含まれる記載のうち、以下に係る記載 出荷者、受取人、日付、品名、数量、船名。これ らの情報等が公になることによって当該事業者の競 争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められ るため（東京都情報公開条例第7条第3号）。	中央卸売市場豊 洲市場水産農産 品課
4	R4. 4. 22	R4. 4. 28	3世田谷市場電力量計取替工 事	19	1															中央卸売市場世 田谷市場

表の見方  
 <決定区分>  
 ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）  
 のうち、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <(根拠規定) 条例7条>  
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入し  
 ています。  
 <公文書の件名>について  
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。